

8. 廃棄物

(1) 分別及び収集運搬

当市では、家庭から排出される家庭系ごみを表8-1-1のとおり分別し、市及び委託により収集しています。また、令和5年1月から小型充電式乾電池等の分別収集を試行開始し、併せて有害ごみ、危険ごみの対象品目を変更しています。これらは亀山市総合環境センターに直接搬入することもできます。

直接搬入ごみ及び収集も直接搬入もできないごみについては、表8-1-2のとおりです。

店舗や事業所等から排出される事業系ごみについては、事業者自らが亀山市総合環境センターに直接搬入すること、もしくは事業者自らが一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者に依頼することになっています。なお、一般廃棄物と併せて処理することが可能な産業廃棄物については、事業者自らが許可を受けたのち、直接搬入できることとなっています。

表8-1-1 ごみ分別区分と収集方法

収 集 品 目	<p>① 一般ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生ごみ ●ガラス類・食器類・劇薬や農薬などのびん ●草・枝木・落ち葉・花など ●資源にならない紙類 ●革製品 ●ビニール製の容器類や袋類 ●綿の白色シャツ以外の衣類・糸類 <p>② 破碎粗大ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家電製品（テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・パソコン・小型充電式電池を取り外すことが困難な充電式家電を除く） ●金属類 ●飲料用缶以外の缶類 ●鏡 ●長尺物 ●軽車両 ●陶磁器類 ●家具類 ●枕・ぬいぐるみ・カーテン・布団・じゅうたん・座布団 ●有害ごみ（蛍光ランプ、水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計、小型充電式電池以外の電池類 ●危険ごみ（ガス缶・スプレー缶、ライター、小型充電式電池・小型充電式電池を取り外すことが困難な充電式家電） <p>③ 可燃系資源ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新聞（折込チラシを含む） ●ダンボール ●雑誌・本・パンフレット ●雑がみ ●飲料用紙パック <p>④ 不燃系資源ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●飲料用缶 ●びん類（リターナブルびん、無色透明びん、茶色びん、その他色びん） <p>⑤ ペットボトル・ペットボトルのふた、食品用白色トレイ</p>
拠点 回収	使用済小型家電の回収ボックスを市内5箇所の公共施設に設置
収集 体制	直営＋委託
集積 所	約690箇所

表 8-1-2 直接搬入ごみおよび収集も直接搬入もできないごみ

<p>(収集しないごみ) 直接搬入ごみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●引越し、剪定などで発生する多量のごみ ●一般ごみに出すことができない枝木・幹・竹・笹 ●がれき類や個人自らが行う小屋の解体等で発生する廃材など ●乗用車および自動二輪車のタイヤ（ホイールは外す） ●鉛蓄電池、鉛バッテリー（自動車のバッテリーなど） ●自然石（直径30cm以下のもの） ●パソコン ●災害（水害、火災等）のがれき ●事業活動に伴い発生するごみ
<p>収集も直接搬入もできないごみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●家電リサイクル法対象品目 （テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機） ●長さ2mを超えるもの（金属類を除く） ●農薬、毒物、肥料 ●オイル、ガソリン、灯油、軽油 ●汚物 ●ペンキ、シンナー ●火薬類 ●液体類 ●注射針など感染の恐れのある家庭から発生する医療系廃棄物 ●乗用車および二輪自動車以外のタイヤ ●焼却灰、土砂 ●大きさ30cmを越えるがれき類・自然石 ●産業廃棄物（一般廃棄物と併せて処理できないもの） ●消火器、LPガスボンベ
<p>備考</p>	<p>※市内に住所を有する高齢者（65歳以上）または障がい者手帳所持者のみの世帯で、市内に二親等以内の親族がいないため地域の集積所、総合環境センターに、粗大ごみを運搬できない方を対象に、軒先に出された粗大ごみの無料訪問収集を実施しています。</p>

(2) 処理方法

亀山市総合環境センターに搬入される廃棄物のうち、一般ごみは直接熔融処理し、破碎粗大ごみは、資源物を回収した後、熔融処理しています。

また、資源ごみについては、再資源化、再利用するため資源回収業者に売却しています。熔融処理により発生するスラグやメタルは有価物として売却しています。埋立対象物である熔融飛灰は、平成22年度から山元還元という手法で再資源化しており、これ以降、最終処分量ゼロを継続しています。

なお、当市では平成12年度から全国に先駆けて、旧最終処分場に埋め立てられたごみを掘り起こし、熔融処理を行っています。

表 8-2 ごみ処理施設の概要

名称	亀山市総合環境センター	
焼却施設（溶融炉）	処理方式：直接溶融・資源化システム 処理能力：80t/24h(40t/24h×2炉)	
排ガス対策		
ばいじん量	0.02g/Nm ³ 以下	(参考) 大気汚染防止法規制値(換算値) SOx 2,500ppm(K値17.5) HCl 430ppm NOx 250ppm ダイオキシン類の排出基準 10ng-TEQ/Nm ³
硫黄酸化物(SOx)	50ppm以下	
塩化水素(HCl)	50ppm以下	
窒素酸化物(NOx)	50ppm以下	
一酸化炭素(CO)	30ppm以下 (4時間平均)	
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/Nm ³ 以下	

(3) ごみ排出量（一般廃棄物）

当市のごみ年間総排出量および1人1日当たりのごみ排出量の推移を図8-1、分別区分別ごみ排出量の推移を図8-4、令和5年度のごみの排出形態別内訳を図8-5に示します。

1人1日当たりのごみ排出量は、令和5年度は883g/人・日と前年度と比較し45g/人・日の減少となりました。令和元年度以降、事業系ごみは約180～190g/人・日の間で推移している一方、家庭系ごみは大きく減少しています。

令和5年度における収集及び直接搬入ごみ（集団回収分を除く）を分別区分別に見ると、83.1%が一般ごみで、資源ごみは7.4%となっています。また、ごみ排出形態別ごみの内訳を見ると、事業系ごみは21.9%で、大部分が家庭系ごみであることが分かります。

図 8-1 ごみ年間総排出量および1人1日当たりのごみ排出量の推移

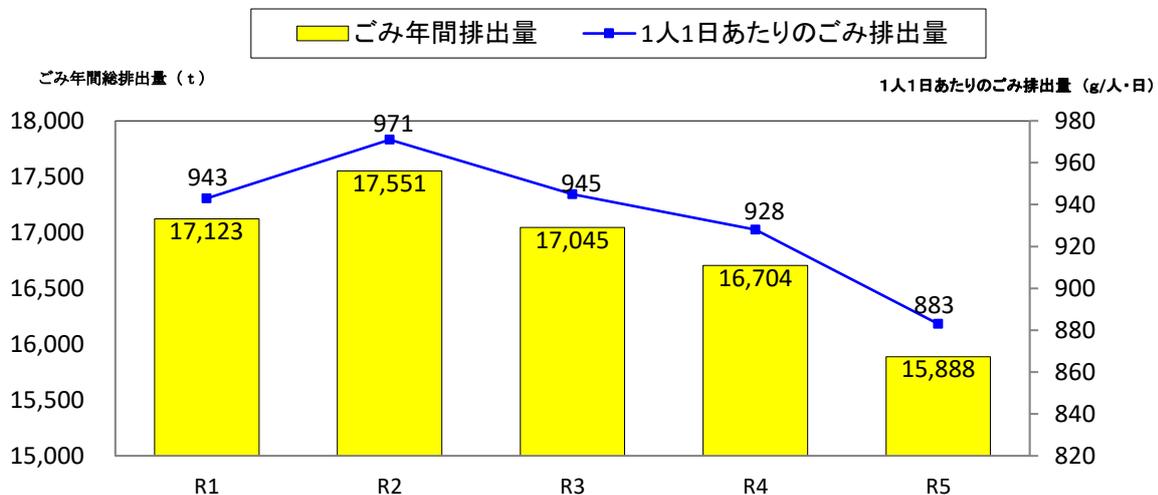


図8-2 1人1日当たりのごみ排出量の推移（全国、三重県比較）

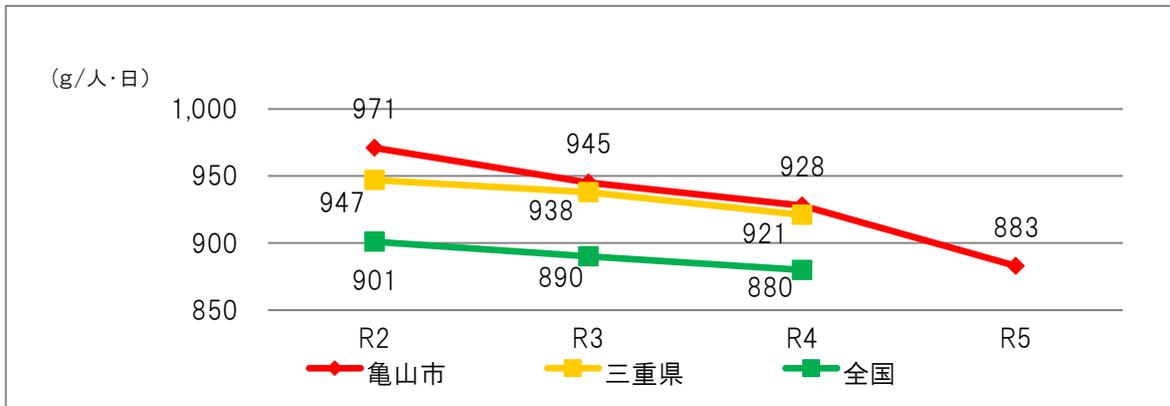


図8-3 家庭系ごみ、事業系ごみ排出量の推移

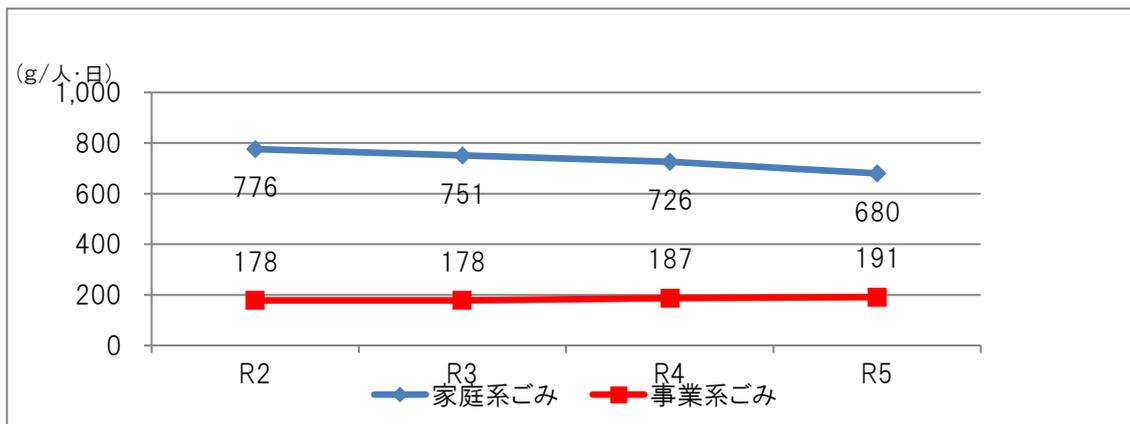


図8-4 分別区分別ごみ排出量の推移

年間排出量(t)

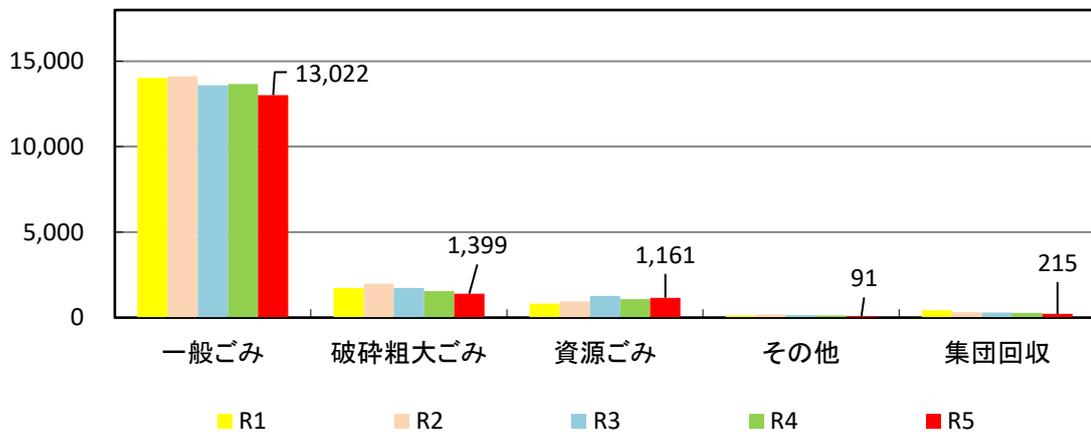
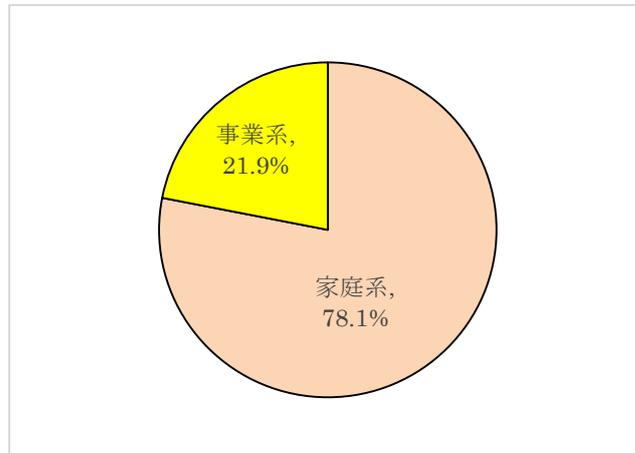


図 8 - 5 ごみの排出形態別内訳



(4) ごみの減量化・資源化

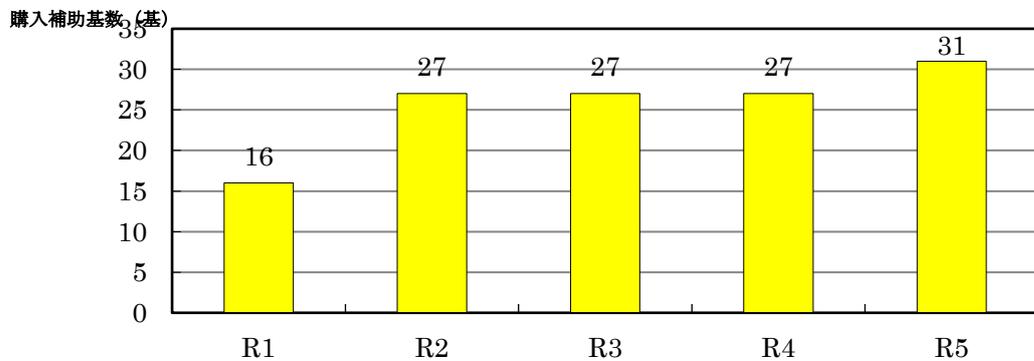
当市では、市民に対しごみの減量化・資源化を推進するため、次のような施策を実施しています。

①生ごみ処理容器購入費補助金交付

当市では、各家庭から排出される生ごみの減量化とたい肥としての資源化を積極的に推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的に、平成5年よりボカシ容器、コンポスト容器、手動式生ごみ処理容器、電気式生ごみ処理機等の生ごみ処理容器購入者に対して購入費の2分の1(上限25,000円)の補助金を交付しています。

補助件数の推移を図8-6に示します。

図 8 - 6 生ごみ処理容器購入補助件数の推移



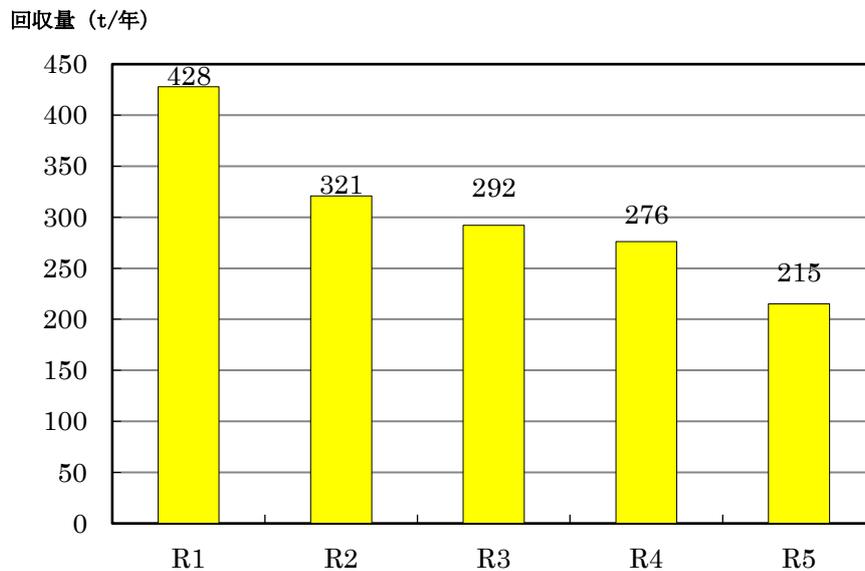
注：数値はぼかし、コンポスト、電気式の合計

②資源物集団回収活動報奨金等交付

当市では、地域住民のリサイクルに対する意識の高揚を図るとともに、資源物の有効利用を推進し、もって循環型社会の形成に資することを目的に、自主的に紙類、布類、金属類、びん類等の資源物の集団回収活動を実施する子供会、PTA、自治会等の市民団体に対して報奨金を交付しています。

集団回収量の推移を図8-7に示します。

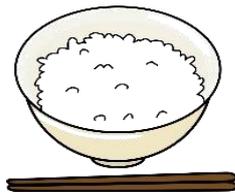
図8-7 集団回収量の推移



③食品ロス削減

食品ロスとは、まだ食べられるのに様々な理由で廃棄処分されている食べ物のことであり、近年、メディア報道などでも大きく取り上げられています。

令和元年10月1日には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(略称 食品ロス削減推進法)が施行されました。この法律では、国、地方公共団体、事業者、市民の責務や役割が明記され、食品ロスの削減に向けて互いに協力し合うよう努めることが示されています。



国民1人1日当たりの食品ロス量

令和4年度推計値
約103g (ほぼ、おにぎり1個分)

(農林水産省HPより)

当市では、第2次環境基本計画の基本施策「循環」において、「食品ロス削減のための仕組みづくり」を重要な施策の一つとしており、令和4年10月1日から、地域のお店（協力店）と住民（ユーザー）をマッチングさせるサービス「かめやまタベスケ」の運用を開始しました。本サービスは、協力店が、賞味期限・消費期限が短くなり、食品ロスになりうる可能性のある食品をWEB上に安価で出品し、その出品情報を発信することで、ユーザーがお得に商品を購入することができます。このようなサービスを活用することで、食品廃棄物量の削減や、SDGsへの取り組み、地域活性化・食育の推進につなげていきます。



④資源化量

図8-8に資源化量の推移を示します。資源化量の内訳を資源物別に見ると、収集及び直接搬入された資源物では、紙類、金属類の資源化量が減少しています。これは、再生事業者や小売店などの多様な主体による資源回収の活性化によるものと考えられます。

図8-9に資源化総量および資源化率の推移を示します。年間資源化量は減少傾向にあり、令和5年度の資源化率は前年度から1.1ポイント減少し27.3%でした。

資源化率が大きく下がった理由として、ごみ排出量減少に伴い溶融処理量が減少したことによる溶融スラグの減少、前述した紙類、金属類の資源化量の減少が挙げられます。

図 8 - 8 資源化量の推移

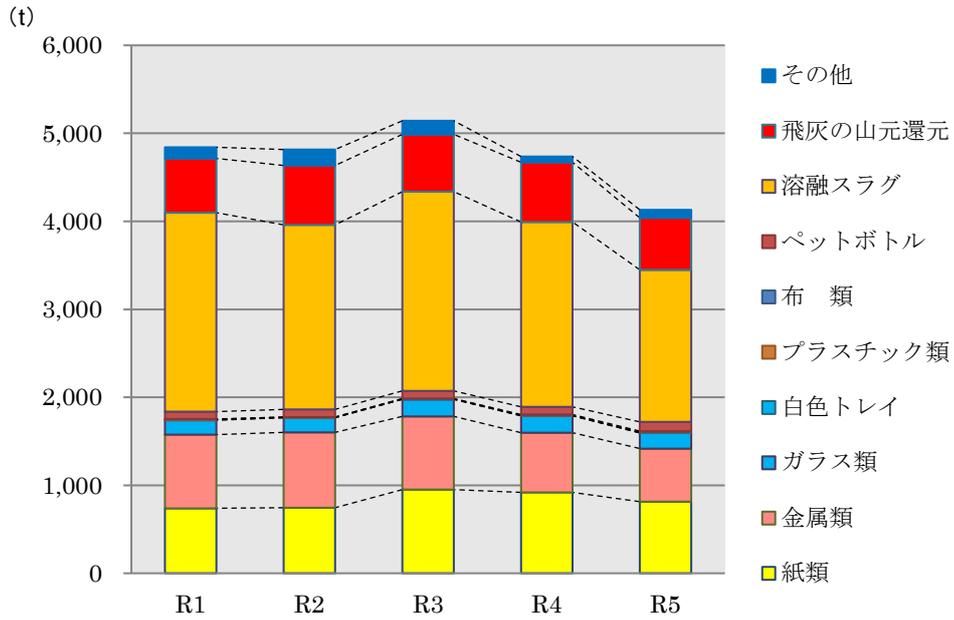


図 8 - 9 資源化総量および資源化率の推移

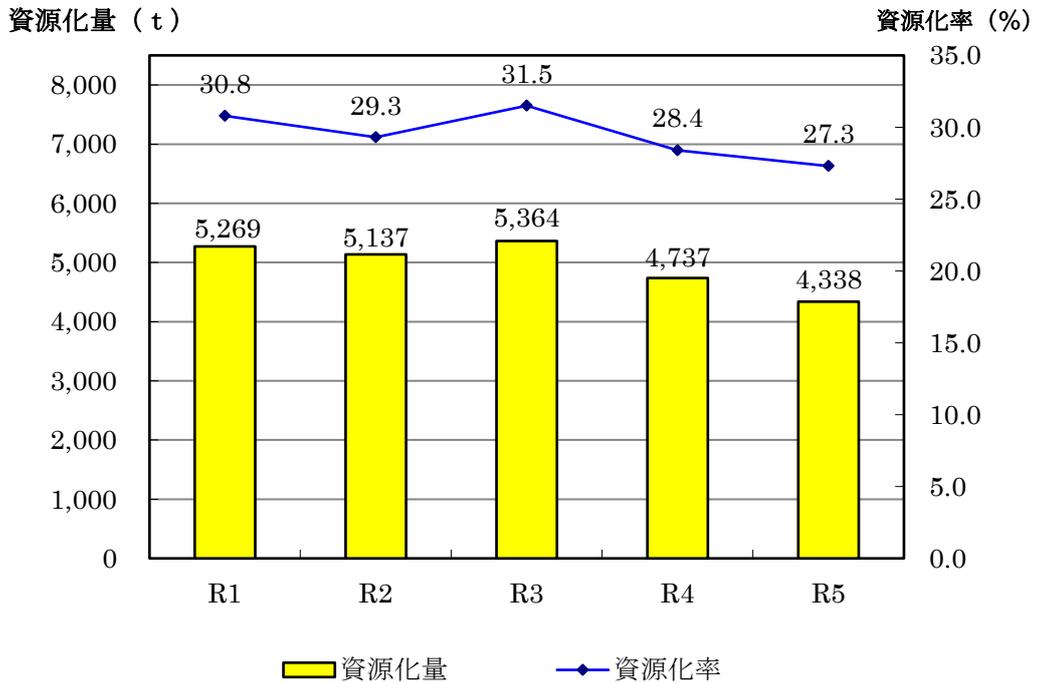
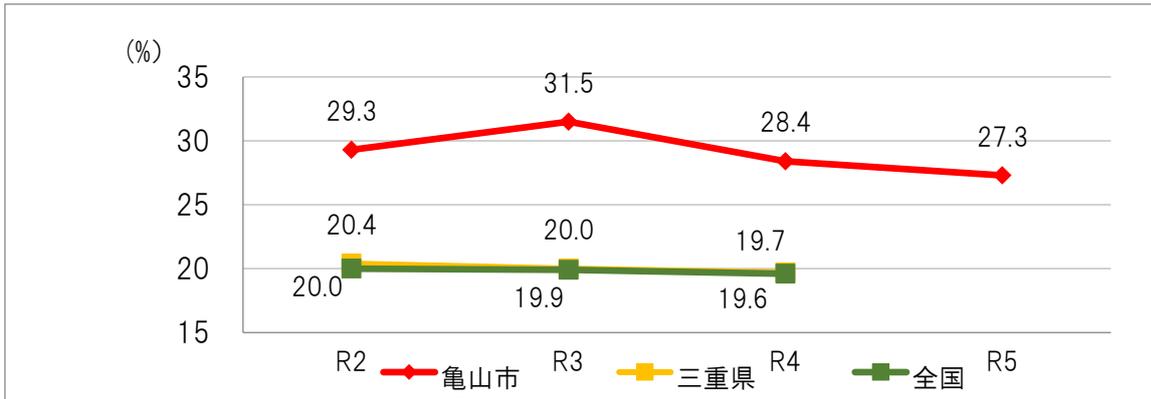


図8-10 資源化率の推移（全国、三重県比較）



(5) ごみ溶融処理量およびごみ処理経費

令和5年度の市民1人あたりの処理経費は、周期的な発電設備の点検整備などの実施やコークスなどの消耗品の高騰などの影響もあり前年度と比較し1,907円増の29,551円となりました。図8-11にごみ処理経費の推移を示します。

図8-11 ごみ処理経費の推移

